

あなたとつなぐ



議会

No.82 新 城 市 議 会
令和7年2月発行

12月定例会

■ 特集 議会報告会・意見交換会	1~2
■ 一般質問	3~10
■ 主な議案の内容	10
■ 附帯決議	11
■ 議決結果一覧	12
■ 特集 議会改革特別委員会研修・浜岡原子力発電所視察 ..	13
■ 委員会インフォメーション	14
■ お知らせ	15

《 特集 議会報告会・意見交換会 》

10月28日から11月1日にかけて市内10地区で議会報告会・意見交換会を開催しました。多くの皆様のご参加ありがとうございました。各会場においては、活発なご意見やご質問、ご要望をいただくとともに議会に対するご指摘もいただきました。皆様からいただいた声を真摯に受け止め、市政及び議会の活動に生かしてまいります。以下、各地区での意見交換の一部を紹介いたします。

10月28日

■八名地区（富岡ふるさと会館）

Q 太陽光発電施設をこれ以上増やしてほしくないとの要望への市の対応は。

A 国の自然エネルギー活用方針や地権者の財産権もあり、対応は難しい。今は条例で地元説明会が義務化されたが、以前は説明会なしで設置した施設もある。問題があれば、行政で対応する。

Q 市老人クラブ連合会は解散せず残してほしい。老人福祉センターを閉館せず残してほしい。

A 市老人クラブ連合会の解散は、会員減少で運営困難との理由による会の意思である。老人福祉センターの閉館は、

施設老朽化による市の方針である。



■鳳来南部地区（山吉田高齢者生きがいセンター）

Q 高齢者世帯、要支援者へのごみ出し対策はされているか。

A 視察した滋賀県野洲市のように、本市では、支援者のごみを代理で出すというところまではできていない。

Q 耕作放棄地が増え、地域の環境が悪くなっている。行政の指導はどうなっているか。

A 農業面で課題となっているが、環境整備面での施策とはなっていない。住居近接地の地権者にはしっかり管理するよう話はしている。

10月29日

■舟着地区（鳥原児童館）

Q 市街化調整区域に家を建てられる可能性はあるのか。

A 市は、市街化調整区域における優良田園住宅制度を見直し、住宅をより建てやすい地域となるよう進めている。

Q 舟着こども園や小学校が将来統合の見込みで、これでは家を建てられても若い人は住まない。市全体を見て地域活性化を市議会も考えてほしい。

A 議会や行政は、地元意見を聞き、今後も真摯に向き合う必要がある。



■鳳来中部地区（市民センターほうらい）

Q 議員にとつての一般質問とは。

A 市政をただす。事業の進捗状況の確認。市民要望を伝える。課題を市民に知ってもらう。議員の権利。自己のアピールも。

Q 防災予算が少なく、被災道路の復旧が遅い。対応は。

A 防災予算は、計画的に必要と思われるものを措置し、地区要望も踏まえ対応している。道路の復旧は災害認定を受け対応するため、国、県に早期の対応を要望している。議会是一般質問など機会をとらえ指摘している。



10月30日

■新城地区（勤労青少年ホーム）

Q 総合計画に市民がわくわくするようなものが見えてこない。議会からの提案が少ない。

A 市民が参加していける相互理解に基づいた提案が重要。議会から市長に投げかけていく。

Q 新城駅のトイレについて、施設の外から見えない様にするなど改善計画は。

A トイレの課題は、以前エレベーター設置の時もあがった。駅舎のトイレの新設は市の建設になる。前向きな検討を促したい。

■作手地区（つくで交流館）

Q 菅守小、巴小、開成小の跡地活用要望への回答は。

A 区長会で素案を出す。市の回答はそこで確認できる。巴小跡地は企業が興味を持っている。

Q 令和5年の大雨災害で林道が寸断された。市で予算化し、林道の整備を進めてほしい。

A 議会としても要望していく。

Q 給食センター稼働で、作手の給食の地産地消が崩れないか。

A 軽微な変更はあるが対応はで

きている。作手での地産地消は維持していきたい。



10月31日

■東郷地区（愛知東農協本店）

Q 旧新城東高校用地の活用は、市民病院しかないのでは。

Q 医者がいらないのに施設ばかり要らない。現市民病院を改築してできないのか。

A 市民病院は、施設も設備も古く新設移転が決まっている。用地は多角的に考える必要がある。基本構想、基本計画と順に進めるなかで用地も決まってくる予定。

Q 太陽光発電施設に関する条例の制定に議会は動いたか。

A 条例は既にある。以前は、説明会も開催せず設置されたが、条例で地元説明会が義務付けられた。設置できない地域も定めた。

鳳来北西部地区（玖老勢コミユニティプラザ）

Q 通行止めの道路情報が観光客に周知されていない。分かりやすい案内板を設置してほしい。鳳来寺山への観光インフラを整えてほしい。ホームページや看板、バス移動の件も。

A 意見を観光協会、市長、県に伝え協議する。案内看板の件は県へも依頼した。

Q 定例会の報告は広報紙で分かる。議会報告会では、もっと大きな議題を議論できないか。

A 議会報告会は市民との意見交換をする場と認識している。多様なテーマで意見交換したい。

11月1日

■千郷地区（西部公民館）

Q 国道151号バイパスの延伸を県は進めているのか。市と議会が後押ししてほしい。

A 事業の進捗は、県との意見交換会で聞いている。一刻も早く完成するよう働きかけていく。

Q 固定資産の評価が実態とかけ離れている。建築できない土地でも考慮されていない。40年ほど前は評価以上で土地は売れたが、今はそうならない。

A 評価に見合った固定資産税にする必要がある。市街化区域か市街化調整区域かで決まることもある。市の担当に確認する。

鳳来東部地区（鳳来中央集会所）

Q ゆくゆくありいな補正予算の内容は。今後の継続は。

A 配湯ポンプの補修費に使用。継続については現在検討中。

Q この地域のアサギマダラや新城歌舞伎など文化財に市の予算を注力してほしい。

A アサギマダラの飛来地や新城歌舞伎も現在予算がついていない。議会でも後押ししたい。

Q 鳳来総合支所の跡地の利用についてどうなっているか。

A 今のところはつきりと決まっていない。食料品店等の地域貢献する会社や施設を期待したい。

※全ての内容はホームページをご覧ください。

12月定例会では、15人が一般質問に登壇し、市の見解を質問しました。
一般質問とは、議員個人の立場で質問するものです。



山口洋一
議員

動画でチェック▶



Q. 新城南部企業団地産業廃棄物中間処理施設脱臭棟の脱臭精度は。

A. 点検、修繕が行われ、現在は正常に機能していると認識している。

- 新城南部企業団地産業廃棄物中間処理施設について伺う。
- 1 ピットとエアレーション施設の改善は。
 - 2 負圧施設の改修は。
 - 3 脱臭棟の脱臭精度は。
 - 4 消臭施設の設置は。
 - 5 ショベルカーの屋外駐車場の理由は。

市民協働部長

1 現在、修繕のためのスペースを確保するため支障となる鉄骨の除去および堆肥の移動中であり、令和7年1月から発酵槽ご

とに順次、工事着手することと事業者を確認している。

2 本体は正常に稼働していることを確認しているが、屋内配管の一部に損傷がみられるため、現在、修繕のためのスペースを確保するため支障となる鉄骨の除去および堆肥の移動中であり、令和7年1月から工事着手することと事業者を確認している。

3 令和6年7月と9月に製造業者および電気事業者による点検、修繕が行われ、現在は正常に機能していると認識している。

4 事業者から設置予定はないと聞いている。

5 一時期、故障した車体を屋外に駐車したこともあったようだが、現在、屋外駐車はしていないことを事業者を確認している。

※ピット：搬入された原料を発酵させ、一時保管するための堆肥舎。

エアレーション：好気性発酵を促すため、ピットに保管された原料に空気を送る装置。

その他の質問事項

● 米作の経費高止まりについて



小林秀徳
議員

動画でチェック▶



Q. 空家等対策の推進に関する特別措置法にかかる本市の考えは。

A. 法改正を受け、計画を改訂し、空家の解消に結びつけたい。

- 空家等対策の推進に関する特別措置法における対策および施策について伺う。
- 1 改正法の理解について本市の考えは。
 - 2 改正法による本市の現場に係る影響等は。
 - 3 本市の空家の推移について、どのように分析しているか。
 - 4 分析により、これまで行ってきた対策として実施した施策と、その効果は。

建設部長

1 今回の改正の主なポイントは、

「活用の拡大」「管理の確保」「特定空家等の除却等」の3点になる。この法改正を受け、現在、改訂を進めている空家等対策計画に本市の対応を位置付け、空家の解消に結びつけたいと考える。

2 法の主旨を踏まえ、本市の空家等対策計画をしっかりと見直し、いく現場作業が発生する。

3 住宅・土地統計調査から、本市の空家の数と空家率は、平成25年が2460戸で13.2%、平成30年が3060戸で15.7%と推移し、最新の令和5年の数値では4370戸で21.2%となり、増加が続いている。

4 現在は33件を特定空家として認定し、特別措置法や本市の空家等対策計画に基づき、助言、指導や勧告を行った。その結果、令和5年度までに44件を除却し、5件は、利活用されている。また、空家に対する問い合わせに対し、愛知県宅地建物取引業協会や愛知県司法書士協会など12団体と空家に関する協定を締結し、空家の有効な活用についての専門的な相談ができる体制をとっている。



佐宗龍俊
議員

動画でチェック▶



Q.現在の公共施設（建築物）総量削減率は。

A.令和5年度末時点で4.15%。

- 公共施設削減施策の進捗状況と今後の具体的取組について伺う。
- 1 平成29年度以降に削減された公共施設（建築物）は何かあり、その削減方法は。
 - 2 民間等から利活用の希望や提案があった場合の具体的な対応と進め方は。
 - 3 作手地区以外の公共施設削減はどのような区分けで行い、現状どこまで進んでいるか。
 - 4 作手地区における機能別・施設別の意見交換と協議の進捗は。
 - 5 作手地区での再編が計画通りに進むと、作手地区での削減率と市全体での削減率は何%か。

総務部長

- 1 令和5年度末時点では、旧鳳来総合支所および周辺施設、旧中央老人憩いの家、名号温泉施設、鳳来地区の開発センター、青年の家等があげられる。縮減方法は、解体、売却、施設の閉鎖といった内容。
- 2 民間提案制度の導入・対応に向けて取り組んでいる。
- 3 基本的な方針は用途・機能で区分けする。移動距離・手段などの物理的検討や地域・利用者の意見も踏まえての検討も行っている。新城地区の一部施設は地域・利用者団体等と協議し、合意が得られた施設は廃止。鳳来地区では令和6年11月に連谷地区で意見交換会を開催した。
- 4 旧巴小学校・旧開成小学校の避難所機能と運動機能に関し、令和6年11月に当該地区の区長と利用団体との協議を行った。提案した再編案について概ね理解してもらったと認識している。
- 5 作手地区での縮減率は13.26%、市全体では1.53%になる。

そのほかの質問事項

- ・大規模な土砂災害の予防対応について



鈴木長良
議員

動画でチェック▶



Q.認知症の兆候を早期に発見する取り組みは。

A.早期の医療機関への受診や介護認定の申請などを促している。

認知症予防の取り組みについて伺う。

- 1 認知症の兆候を早期に発見する取り組みは。
- 2 認知症にならないための工夫や日常的な対策は。
- 3 医師や医療機関への相談体制と受診促進は。

健康福祉部長

- 1 本人、家族や近所の方から相談があった場合などは、地域包括支援センターなどの職員が、医療機関への受診や介護認定の申請などを早期に促し、早期対応

に努めているところ。住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するためにも認知症の早期発見は大切であると認識しており、介護予防教室等で認知症予防の啓発やセルフチェックの勧め、認知症ケアパスの周知を関係機関等へ積極的に行っていきたい。

2 バランスのよい食事をしっかりとよく噛んで摂取し、適度な運動を心がけ、規則正しい生活を送ることや、脳の活性化につながるために社会参加で人との交流を図ることも、認知症予防になると言われている。

3 認知症が疑われる人や認知症の人への相談や受診に関し、医療や介護につながるがない状態から自立支援できるような体制をとっている。また、受診につながっておらず地域に潜在する認知症人口は、少なくはないと考えられ、民生委員や地域包括支援センターなどから情報を共有したり連携をして事業実施に努めたい。

そのほかの質問事項

- ・水難事故防止の取り組みについて



山田辰也
議員

動画でチェック▶



Q.行政区の再編について、どのように考えているか。

A.市は、再編に積極的な介入をしないが、相談には応じる。

地域自治区制度と行政区について伺う。

① 大野地区で防災拠点とした集会所敷地内での井戸掘りを計画したが進まない理由は。

② 高齢化に伴い、行政区等の地域活動が限界になってきているが、行政区の再編について、どのように考えているか。

市民協働部長

① 大野地区の中央集会所敷地内への井戸掘りの要望は、鳳来東部地域協議会の地域計画推進部会において、1人の委員から発議

され、議論がまとまっている状況ではないので、地域協議会の合意は得られていない状況。まずは、地域計画推進部会で、災害時における避難所の水確保について井戸に限らず効果的な対策を検討し、結果、井戸の設置が必要と判断されれば、設置場所や井戸の規格などの詳細を詰めた後、地域協議会へ提案され、井戸設置の協議が行われていくことになる。

② 行政区は、地縁に基づく組織であり、地域住民が主体で自主的に活動する組織であるため、市が行政区の再編については、積極的な介入をすることはせず、行政区からの相談に対応する。今後、高齢化をはじめとする諸課題が増えると認識しているので、市からは解決に向けた情報を提供していく。

そのほかの質問事項

● 一般社団法人新城市観光協会の在り方について



竹下修平
議員

動画でチェック▶



Q.クーリングシェルターの令和6年度の利用者からの反響は

A.涼みたい時に利用できて便利な仕組みであるなどの声があった。

健康づくりに関する取り組みについて伺う。

① 本市のクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の令和6年度の実績と利用者からの反響は。

② 大塚製薬株式会社との健康増進および健康経営の普及促進等に係る連携協定締結後の取組状況は。

③ KOKOROBO（ココロボ）の利用状況とゲートキーパーの養成講座の受講状況は。

健康福祉部長

① 令和6年度は10カ所を指定し、

6月から10月まで開設した。実績は、詳細は把握できていないが、月30人程が利用した施設があった。反響は、熱中症が疑われるような体調不良が涼まることで回復できた、涼みたい時に利用できて便利などの声があった。

② 熱中症に関する知識を学ぶ熱中症アンバサダー講座の実施、若い男女が将来の人生設計を考えて生活や健康と向き合うプレコンセプションケア講座に利用する媒体や資料收受や市民の健康づくりを応援するしんしろ健康マイレージ参加者への景品提供。

③ 利用状況はわからないが、受療が必要となる方の紹介依頼はなかった。また、ゲートキーパー養成講座の受講状況は、令和元年度から令和5年度までに累計14回、350人が受講。令和7年度にも開催を予定している。

※ KOKOROBO：スマートフォンなどで、質問に答えると、AIが今の心の状態を確認し、その結果に合わせたメンタルサービスを紹介する。

そのほかの質問事項

● 若者政策について



鈴木達雄
議員
動画でチェック▶



Q. 田口新城線の運賃体系の見直しは。
A. Sバスと同等の考え方に基づく運賃に統一した。

新城市・北設楽郡地域公共交通
利便増進実施計画にあげた実施項
目の進捗状況および評価・見直し
について伺う。

① 田口新城線の路線の集約・再編
および運賃体系の見直しは。

② Sバス海老連谷線の予約制区間
運行は。

市民協働部長

① 令和6年10月1日から見直し後
の運行を開始した。これまで時
間帯によって異なる運行ルート
であった中心市街地を循環する
とともに、新城市役所バス停を

新設し、また、有海企業団地内
を通るルートへの変更、田口か
ら設楽町役場までの延伸を行っ
た。運賃体系はゾーン制（地帯
制）運賃を導入し、これまで滝
上バス停から新城市民病院バス
停まで970円が500円とな
り、市内全体の運賃体系をSバ
スと同等の考え方に基づく運賃
に統一することができた。

② 四谷千枚田新城線の休止に伴
い、田口新城線に接続する
フリーダー路線（支線路線）と
して運行を開始した。令和5年
10月から実証運行を開始し、協
議や条例改正を経て、令和6年
10月から本格運行に切り替え
た。四谷千枚田新城線では利用
がしにくかった区域をカバーで
きるようになり、これまで中学
生の利用がほとんどで、利用の
なかった方にも利用してもらっ
ている。今後は、川売地区の梅
の鑑賞といった観光目的での利
用にも期待している。

そのほかの質問事項

● 新城モビリティフェスタ2024
について



柴田賢治郎
議員
動画でチェック▶



Q. 新城市観光協会は、一般社団法人は一旦取りやめるべきでは。
A. 法人運営は始まったばかりなので、取りやめる判断は時期尚早。

市観光協会支援事業について伺
う。

① 一般社団法人は一旦取りやめ、
市側が一般社団法人化の道筋を
整えてから、再度市民に協力を
求めるべきでは。

② 再度の移転先となる勤労青少年
ホームの照明やエレベーターの
修繕など、民間に負担を求める
のは現実的ではないが市側が負
担するのか。

③ 一般社団法人新城市観光協会の
事務局長の選任はどのようにな
っているのか。

産業振興部長

① 観光協会の法人運営は始まった
ばかりなので、取りやめる判断
は時期尚早と考える。問題や困
難が可視化されたので、これら
のことを肝に銘じて協会と共に
観光振興に取り組んでいく。

② 観光協会の事務室の移転先が勤
労青少年ホームに戻ることは、
観光協会も同意している。現
在、行政財産貸付契約の準備を
進めている。施設にかかる設備
の修繕は、貸し出す際の契約条
項に含まれるので、明確にお答
えできない。

③ 適切な人材を招き入りたいとい
思っている。必須条件として
は、オフィス系ソフトの操作は
もとより、コミュニケーション
能力、倫理観・道徳観・傾聴
力・柔軟性、地方創生やまちづ
くりに対する強い思いを持つ人
物を想定している。





カーランド陽子
議員

動画でチェック▶



Q.本市の教育現場における多様性の意味は。

A.子ども一人一人はそれぞれ異なる個性・人格をもっている認識に立つこと。

本市の学校教育について伺う。

① 現在タブレットを主にどのような活用しているか。

② タブレットを使用することによるマイナス面とそれに対する対策は。

③ 本市の教育現場における多様性の意味は。

教育長

① 子どもたちが、「もっと知りたい」「問題をたくさん解きたい」などといった思いや願いを叶えることができるようになった。タブレットを通して、子ども同士が、時間を要することな

く互いの考えを知ることができ、自分の考えを深めることもできる。また、教師が子ども一人一人の考えを理解しやすい状況が生まれ、授業の展開にも役立てている。

② 子どもの学びにつながっているか、考える力を育てているかという点を吟味しなければならぬが、そのことがおろそかになりがちで、教師間、学校間の格差が生まれやすいこと、情報モラル教育が難しいこと、長時間使用による健康被害がマイナス面となっている。対策は、教師の研修の充実や子どもの実態に応じたモラル教育を実施することの他、夜間、タブレットを使用できない時間を設けている。

③ 子ども一人一人はそれぞれ異なる個性・人格をもっている認識に立つこと。教師対子ども、子ども同士の互いを尊重する姿勢を大切にする。

そのほかの質問事項

- 教育現場での保護者対応と教職員の負担軽減について
- 多文化共生と国際交流について
- 地域自治区と行政区の課題について



丸山隆弘
議員

動画でチェック▶



Q.旧鳳来総合支所等跡地の市場調査に対する状況認識は。

A.有意義な情報収集の場であったと認識している。

旧鳳来総合支所等跡地の有効活用について伺う。

① 市場調査の参加者、参加公募数に対する状況認識は。

② 市場調査の概要に対する認識は。

③ 市場調査を踏まえた今後の方針は。

鳳来総合支所長

① サウンディング型市場調査を令和6年9月に実施し、2つの事業者が参加し、生鮮食料品を取り扱う事業者と生鮮食料品を取り扱わないその他物品を販売す

る事業者であった。参加公募数は2つだったが、それぞれ違う業態の事業者の参加を得たことは、今後の検討を進展させるために有意義な情報収集の場であったと認識している。

② 生鮮食料品を含む商業施設の誘致の可能性は、全くない訳ではないが難しいとの感触を得ているが、それ以外の商業施設の誘致の可能性はあると考える。

③ 各事業者からの意見等を参考にし、鳳来総合支所周辺整備策定委員会からの答申を尊重しつつ、他の利活用の方法も含め、公募の条件や方法等について検討を進める。また、近隣の生鮮食料品を取り扱う企業などに対しての広報活動や意見交換を引き続き行っていくたい。

※サウンディング型市場調査：地方公共団体が所有する土地や施設の活用方法を民間の事業者から広く考えや意見を聞くために行う調査。

そのほかの質問事項

- 小中学校の教育環境について
- 新城市高齢者福祉計画について



今泉吉孝
議員

動画でチェック▶



Q. 田町川上流右岸の山が倒木等で危険な状況であるが認識は。

A. 付近に民家はないため、経過観察としている。

片山地区内における田町川上流の状況について伺う。

① 新東名のすぐ北側の分水口に岩が流れこみ、これをどけるのに市民に工事費用2割負担を強いるのはどうかと思うが認識は。

② 田町川上流右岸の山が、川の水で削られ倒木や岩が崩れてきていて非常に危険な状況であるが認識は。

③ 田町川上流にある業者の施設に、川の水が原因の崖の崩落や倒木で業務に支障が出ているが認識は。

建設部長

① 対象施設は、農業用水施設に位置付けており、日常管理は受益者が行っているところ。岩等の流入などで対応困難な場合は、市へ要望してもらい、市で撤去作業を行い、一部費用は、新城市土地改良事業分担金条例に基づき、負担してもらっている。

② 令和5年6月豪雨の後、現地確認したところ、岩が崩れ、一部山にも影響している状況ではあるが、付近に民家はないため、経過観察としている。また、河川改修は、人命に影響する河川を優先して整備する方針であり、現段階で本箇所の改修の優先度は低いと考えている。

③ 川の水を利用しての施設であるため、基本は事業者で対応してもらうこととなる。

その他の質問事項

- 市民の経済状況と生活困窮者自立支援法等の一部改正について
- 給食費について
- 本市における新城市共育推進計画について
- 本市に残されている過去の様々な写真について



滝川健司
議員

動画でチェック▶



Q. 違法行為や不祥事が多発する本市の現状認識は。

A. 行政運営の透明性と信頼性が損なわれ、深刻な問題であると受け止めている。

公文書偽造、都市計画法違反、著作権侵害、不当表示防止法違反のおそれ等、行政事務における違法行為や不祥事が多発する本市の現状認識と見解を伺う。

総務部長

本市の行政運営で、複数の不祥事案が発生していることにより、市民からの信頼が著しく低下し、行政運営における透明性と信頼性が損なわれ、深刻な問題であると受け止めている。主な原因は、一部の職員の問題意識やコンプライアンス意識の低下、組織と

して報告・相談体制の機能が低下していたことである。このような現状認識のもと、これまで事案が発生するたびに原因究明を行い、再発防止策を図ってきたが、多発する現状から考えると本市の内部統制システムが効果的に機能していないことが、不祥事の背景にある主な原因の一つと考える。この非常事態から脱却するため、内部統制システムの見直しを進めるとともに、全職員に対するコンプライアンス教育や組織内の報告体制の強化、同じようなミスを再発させない意識改革に努めていく。

その他の質問事項

- 国・県から降格されたインフラについて
- 県営水道値上げによる本市水道事業の対応について





浅尾洋平
議員

動画でチェック▶



Q. 市長が、観光協会の事務所移転問題を把握したのはいつか。

A. 違法性を把握したのは11月上旬である。

新城市観光協会の違法な事務所移転について伺う。

- 1 故意に、この問題を隠して9月定例会に予算計上し、委員会質疑にのぞんだのではないか。また、市長が把握したのはいつか。
- 2 市は、なぜ、同協会の事務所の違法性を認識しながら同協会との話し合いを放置してきたのか。

産業振興部長

- 1 本市は、当初は事務所を移転することが違法となる土地であることを認識しておらず、また、観光協会は、この地域が市街化調整区域であり、事前に都市計

画課へ確認もしておらず、双方とも、移転することに何ら問題を感じていなかった。観光課は、令和6年6月に移転先が都市計画法違反であることを認識し、観光協会にもその旨を伝え、たが事の重大性に思いが至らず、違法状態にある事務所への移転費用を補助金として予算要求をしてしまった。市長が違法性を把握したのは11月上旬である。

- 2 令和6年3月に移転先が決まったことを観光課は観光協会から報告を受けた。観光協会へ事務所移転先が違法状態であることを市から指摘をしたが、双方が事の重大性の認識が低かったため、このような事態を招いたものと認識しており、深く反省している。

そのほかの質問事項

- 新城南部企業団地産業廃棄物中間処理施設の悪臭対策について
- 新城市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針について
- 市内の住宅街における野立て太陽光発電設置について
- 公園のいたずら被害について



中西宏彰
議員

動画でチェック▶



Q. スマートインターチェンジの供用に伴う令和6年度の市の対応は。

A. 7月に周辺地域活性化構想を策定した。

スマートインターチェンジの供用に伴う振興策について伺う。

- 1 令和6年度の市の対応は。
- 2 今後の具体的スケジュールは。
- 3 豊橋市と連携する地域振興策について、豊橋市北部地域活性化委員会との連帯感をもった検討内容は。
- 4 供用開始に向けた道路政策推進室の今後の活動および取り組みの進捗状況は。

建設部長

- 1 豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）周辺地域活性化構

- 2 現在、示せる段階ではないが、今後、具体策が決まってきた段階で、それぞれのスケジュールを立てることになる。
- 3 令和6年4月に豊橋市産業部に新設された北部地域活性化推進室と本市の関係部署が定期的に打ち合わせを行っており、北部地域活性化委員会とも連帯感を持った検討を進めていきたい。なお、振興策における豊橋市との連絡調整は、基本的に豊橋市北部地域活性化推進室と図っていききたい。
- 4 豊橋市、中日本高速道路株式会社と連携し、早期供用開始に向け、事業を推進しているところ。本市は今後、工事に影響する農業用水管や地元簡易水道の付け替え工事、道路案内標識の設置、市道との交差点部の改良工事などを実施していく予定。

そのほかの質問事項

- 新城市観光大使について



齊藤 電也
議員

動画でチェック▶



Q. 学校給食の献立決定までのプロセス（過程）は。

A. 栄養教諭が献立案を作成し、献立委員会を経て決定している。

- 提供される給食の内容について伺う。
- 1 献立決定までのプロセス（過程）は。
 - 2 現在提供されている給食の1食あたりの平均カロリーとPFCバランスは。
 - 3 子どもたちの満足度と教職員の見解は。
- 1 はじめに本市に在籍する栄養教諭が献立案を作成し、献立委員会を開催し、案に対する意見を聴取し献立として決定する。

- 2 学校給食摂取基準に沿って、11月の平均値で、エネルギー摂取量は、小学生で637キロカロリー、中学生で765キロカロリーだった。PFCバランスは、小学生でPは17%、Fは29%、Cは54%で、中学生では、Pは17%、Fは27%、Cは56%だった。
- 3 学校経由で児童から調理員宛てに「給食が美味しい」などの心温まるメッセージカードが届いたことや、栄養教諭に対し児童生徒から好評な声をかけてもらう機会が多いと報告を受けている。このことから、自校給食にも劣らない給食を提供できていると考える。教職員からは特に聞いていないが、稼働初期段階ではミスが発生したこともあったが、最近では減少している。
- ※PFCバランス：（P）タンパク質、（F）脂質、（C）炭水化物の摂取比率。
- そのほかの質問事項
- 元新城東高等学校用地の利活用と新城市公共施設の縮減について

議案は、議会の議決を経て、市または議会の意思を決定するため、市長または議員もしくは委員会が、議会に提出する案件のことです。

12月定例会

主な議案の内容

市議会12月定例会は12月5日から12月20日までの16日間の会期で開かれました。定例会では、条例の廃止や補正予算など、市長提出議案19件、決議案1件が上程され慎重審議を行いました。

新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の廃止

新城市作手担い手センターを廃止するため、条例を廃止します。

新城市舟着地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止

新城市舟着地区コミュニティセンター及び新城市老人福祉センターを廃止するため、条例を廃止します。

令和6年度新城市一般会計補正予算(第9号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億3,605万9千円を増額し、総額を272億487万5千円とします。

主な内容は、

- ・地域情報通信基盤管理事業
- ・最終処分場整備事業
- ・豊橋新城スマートIC(仮称)整備事業

・特別教室空調設備整備事業
など必要な予算を計上します。

市有財産の無償譲渡

豊岡地内の旧引地消防器具庫の建物を地域自治の推進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、引地区に譲渡します。

人権擁護委員の候補者の推薦

上野 道弘 氏(鳳来地区)
鈴木 優子 氏(鳳来地区)
任期満了に伴い推薦します。



◆令和6年度新城市一般会計
補正予算(第10号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ210万円を減額し、総額を272億277万5千円とします。

内容は、9月定例会に上程した令和6年度新城市一般会計補正予算(第7号)に計上した市観光協会支援事業の一般社団法人新城市観光協会への補助金のうち事務所移転に要した経費を減額するものです。この予算減額は、違法状態の事務所への引越し費用として、補助金を交付したことを是正するものです。



第133号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算(第10号)に対する附帯決議

12月定例会第5日(令和6年12月20日)に、令和6年度新城市一般会計補正予算(第10号)に対する附帯決議が6名の議員から提出され、全会一致で可決されました。

【決議原文】

令和6年度新城市一般会計補正予算(第10号)については、予算・決算委員会における活発な議論を経て、本会議において慎重審議の結果、原案可決されたことから、下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものである。

記

市観光協会支援事業

- 1 今回の事業予算に係る議会との信頼関係を大いに損ねた事務処理については、深く反省し、原因を速やかに検証するとともに、違法状態の事務所での運営を続ける一般社団法人新城市観光協会に対して指導し、速やかにその状態を解消すること。
- 2 一般社団法人新城市観光協会への補助金交付に当たっては、補助金積算資料を求めるなどして、補助金交付要綱に沿い補助対象経費を明確にし、かつ透明性を向上させること。
- 3 一般社団法人新城市観光協会が催行する各事業については、会員はもとより市民の理解を充分得たうえで行うよう市としてしっかり指導すること。
- 4 一般社団法人新城市観光協会との連携を強化して相互の信頼関係を再構築するとともに、市が管理監督責任を有する他の財政援助団体についても、互いの信頼度を高められるよう努めること。
- 5 市の事業実施に係る予算の提案に当たっては、コンプライアンス意識を一層高く持ち、予算内容の精査については確認方法等の見直しをするなど、不適切な事務処理とならないよう再発防止を徹底すること。
- 6 部局間の連携を密にして課題を共通認識し、全庁的な課題解決に取り組むための体制を構築すること。

議決結果一覧 12月定例会

議案番号	議 案 名	審議結果
報告 1 8	専決処分事項の報告（工事請負契約の変更）	報告
1 2 9	令和6年度新城市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認	承認
1 3 0	新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の廃止	原案可決
1 3 1	新城市舟着地区コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例及び新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止	〃
1 3 2	令和6年度新城市一般会計補正予算（第9号）	〃
1 3 3	令和6年度新城市一般会計補正予算（第10号）	〃
1 3 4	令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃
1 3 5	令和6年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
1 3 6	令和6年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	〃
1 3 7	令和6年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	〃
1 3 8	市有財産の無償譲渡	〃
1 3 9	人権擁護委員の候補者の推薦	異議なし
1 4 0	人権擁護委員の候補者の推薦	〃
1 4 1	新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理者の指定	原案可決
1 4 2	新城市もっくる新城の指定管理者の指定	〃
1 4 3	新城市しんしろ福祉会館の指定管理者の指定	〃
1 4 4	新城市西部福祉会館の指定管理者の指定	〃
1 4 5	新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者の指定	〃
1 4 6	新城市いきいきライフの館の指定管理者の指定	〃
1 4 7	新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定	〃
決議 2	第133号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第10号）に対する附帯決議	〃

議会改革特別委員会研修

令和7年1月15日に「役所を動かす質問の仕方」をテーマに地方議員研究会統括コンサルタントの川本達志氏を講師に迎え、研修を開催しました。

川本氏は昭和55年に広島県に入庁し、市町村の行財政指導などに携われ、平成20年には廿日市市副市長に就任するなど地方行政における行政改革や財政健全化に従事してきました。現在は地方議会議員向けのセミナーにて講師を務められ、30以上の地域、6000人を超える受講者に講義されました。

研修では、一般質問は政策提案型を基本に、住民福祉に係る課題解決のための施策・事業を提案し、執行部に予算化・条例化させることを目的に時間をかけて質問を精査する必要性を説かれていました。また、本市の実質収支が令和4年度は10%を超えていることから、十分に現在の財源で予算の確保が可能な事を指摘し、議会に財源を含めた政策提案を求められていました。

質疑応答では、議員が本市での予算要望書の在り方と関わりについて質問し、その検証の場所がない現状に対し、議員の声は予算に反映されるべきであり、その声

に対し執行部がどのように努力したのか検証を求めるべきだとし、議会としての努力を期待するとの励ましの言葉をいただきました。

今回は、当たり前のことができていないかというのを考える、意外にできていないことがわかり、考えさせられました。これまで「持論を展開するばかりで質問になっていない」、「地域要望に終始している」、「数字を聞いているだけ」などの質問が多く見られました。議員個人の力が、行政に届くのは非常に難しいですが質問をする前に、自分以外の議員にも確認してもらい、相手が納得できる通告書を作成する手法を実践し、市民にも分かりやすい質問を考えていきたいと思えます。

(山田辰也)



浜岡原子力発電所視察

この度の研修は、中部電力株式会社・浜岡原子力発電所及び浜岡原子力館を視察させていただきました。浜岡原子力発電所（浜岡原発）は、静岡県御前崎市（旧浜岡町）に位置しており、平成23年3月、東北地方太平洋沖地震の発生により、東京電力株式会社・福島第一原子力発電所の事故が発生し、平成23年5月、内閣総理大臣からの要請を受け運転を停止しています。浜岡原発には、1号機～5号機が配置されていて、現在1号機と2号機については、平成21年1月に運転を終了し、廃止措置中。3号機については平成27年6月、4号機については平成26年2月に新規制基準への適合性確認審査中。5号機については、新規制基準への適合性確認審査申請準備中との説明を受けました。また、令和3年に制定された日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示す「第6次エネルギー基本計画」を受け、エネルギー資源に乏しい日本（国内で算出・確保できる割合…令和4年度12.6%）において、浜岡

原発では、経済性・安定供給・環境適合の確保はもちろんのことと安全性を大前提に改良工事が

進められていました。視察の最後には、現在、南海トラフ巨大地震を想定して、津波想定を25.2メートルとし、防潮堤のかさ上げの追加工事が高さ28メートルの方針であるとの説明を受けました。中部電力株式会社は、日本の将来エネルギー対策について努力していると痛感しました。

(小林秀徳)



委員会インフォメーション

i n f o r m a t i o n

委員会とは、議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査調査機関として設置されるものです。

総務経済委員会

【議案の審査】

本定例会においては4議案が当委員会へ付託され、各委員から活発な質疑が行われた後に討論に入りましたが討論はなく、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第130号議案 新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の廃止は、新城市公共施設個別施設計画の中で「老朽化が進み立地条件や耐震性にも問題があり利用も限定的であるため、必要な機能は移転し建物は除却する。」と位置付けられたことに沿って、除却処理を進めるために上程されたものでした。今後は、つくで交流館が主な代替施設として活用されていく想定であり、計画的な施設削減の中でこのような対応を市民の皆さまに願うすることが増えていくことが想定されています。

第138号議案市有財産の無償譲渡では、豊岡地区にある旧引地消防器具庫を地域自治の推進を図

るための拠点として地域の自主的な管理に委ねることを目的に無償譲渡します。

第141号議案 新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆゆうありいな指定管理者の指定、第142号議案 新城市もつくる新城の指定管理者の指定の2議案においては、各施設の指定管理者の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため上程されたものです。両議案については、委員会・本会議を通して多くの議員から質疑があり、指定管理者となる団体の選定方法や運営について慎重に審査・審議を重ねました。各団体による今後の施設運営等についても、議決責任に基づいてしっかりと注視していきま

厚生文教委員会

【議案の審査】

本定例会においては6議案が当委員会に付託がされ、各委員からの活発な質疑の後、討論に入りましたが討論はなく、いずれも全会

一致で原案の通り可決すべきものと決定しました。

第131号議案 新城市舟着地区コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例及び新城市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、老人福祉増進の拠点として多くの利用者に親しまれた当該施設でありましたが、経年による老朽化や耐震性と合わせ、舟着地区のコミュニティの観点からも、利用が極めて限定的となった状況から、必要な機能の代替・除却の方向性による上程で、第143号議案から第147号議案までの指定管理者の指定に係る5議案につきましては、地方公共団体が指定管理者として、それぞれに公の施設の設置及び管理の目的を効果的に達成させるために定められた所定の期間の満了に伴い上程された議案です。

関する法令等の「法律的規制条件」および地形勾配の急峻さや活断層等の「物理的制約条件」また学校・医療機関等の公共施設周辺の「生活環境保全条件」を除外地域の整理を基に現在地を含め17カ所の候補地が抽出され、更に第3回検討会議を以て候補地を3カ所程度に絞り込んでいく方向性であるとの報告がありました。

【山の浸食利用実績について】

公共交通対策課より、新型コロナウイルスが5類感染症に位置付けられた令和5年5月より平均乗車人数が、令和6年10月末現在で8.3人と順調な伸長が見られ、特に「夏得キャンペーン」が展開された9月は、キャンペーン効果もあり月間平均乗車人数が10.5人と過去最高の利用実績であった旨の報告がありました。

【新城北設ごみ処理広域化に係る進捗状況について】

生活環境課より、令和6年10月10日に開催された第2回検討会議で、土地利用規制および整備等に



お知らせ

傍聴のご案内

市議会の本会議は、一般に公開されており、どなたでも傍聴できます。

本会議の傍聴を希望される方は、会議当日に新城市役所東庁舎3階までお越しください。受付で氏名、住所をご記入いただいた後に本会議場傍聴席へご入場いただけます。

傍聴する際の注意点



飲食

私語

野次



携帯電話の電源をお切りください

これらの行為を行うと、退場していただく場合があります。



携帯電話の使用



写真・ビデオ撮影・録音



3月定例会日程（予定）

2月21日	3月10日	11日	12日	13日	14日	17日	21日
本会議第1日 予算大綱説明 ※中継12ch 予算・決算委員会 議案の審議	本会議第2日 一般質問 ※中継12ch	本会議第3日 一般質問 ※中継12ch	本会議第4日 一般質問（予備日） ※中継12ch	議案の審議 総務経済委員会 厚生文教委員会	予算・決算委員会	予算・決算委員会（予備日） 本会議第5日	議案の審議

インターネット議会中継

会議終了後、編集作業ができれば、順次公開していきます。

【ティーズ】
（一般質問）



YouTube

（一般質問以外）



編集後記

令和5年に任意団体から一般社団法人に生まれ変わった新城市観光協会。令和6年9月定例会で観光協会引越し費用210万円を含む補助金が補正予算で可決されました。その後引越し先の建物は事務所としての利用が認められていない建物であることが発覚。12月定例会では引越し費用を減額するための補正予算が計上されました。今後同様のことが起こらないよう、市議会としてもなぜこのような事態になったのかをしっかりと確認していきたいと思っています。

（カークランド陽子）

広報広聴委員会

委員長／丸山隆弘
副委員長／鈴木達雄
委員／小林秀徳 竹下修平
鈴木長良 浅尾洋平

カークランド陽子 今泉吉孝
●ご意見・ご感想など、議会事務局へご連絡ください。

【電話】0536-2317657
【メール】gika@city.shinshiro.jp
【入力画面QRコード】

